

## 「収容・送還に関する専門部会」に関する会長声明

1 法務大臣の私的懇談会である出入国政策管理懇談会において、「収容・送還に関する専門部会」（以下、「専門部会」という。）が設置され、2019年10月21日から現在まで7回の会合が開催されている。専門部会は、本年3月に上記懇談会への最終報告を行うことを予定している。

2 専門部会の討議資料は、法務省のホームページにおいて公開されており、議事録も完成次第、順次掲載されている。第6回会合の資料3「これまでの議論において提案された（主な）方策等（案）」によれば、会合において、例えば次のような方策等が検討されており、その点は大いに評価できる。

### （1）収容のあり方について

- ①収容をその必要性がある場合に限定する
- ②退去強制令書による収容期間の上限の設定
- ③収容についての司法審査の導入

### （2）仮放免について

- ①仮放免の要件の明確化
- ②不許可の場合の理由の明示

（3）上記（1）及び（2）については、いずれも被収容者的人権や適正手続の保障上、是非採用されるべきものといえる。特に、収容についての司法審査については、人身の保護の要請から、行政官の判断の適法性について、厳格な判断が期待される。また、仮放免の要件が明確化され、かつ不許可理由が明示されるようになれば、仮放免の許否が恣意的になされることを防ぐとともに、被収容者にとって、不服申立てや再度の申請を行うかの検討が容易になる。

3 他方、上記資料3によれば、専門部会の会合においては、送還を促進するための措置として、①退去強制令書が発付されたものの日本国から退去しない行為へ罰則の創設や、②仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設も検討されているほか、③被

収容者に早期の自発的な出国を促すための運用上又は法整備上の措置も検討されている。

しかし、①退去強制令書発付後も退去しない者への罰則の創設は、難民認定申請者が本国での迫害のおそれ等により退去できないことを看過するもので難民条約にも抵触しうるものであるし、退去強制令書発付処分がなされた後に、日本人配偶者との婚姻等を理由に在留特別許可の取得に向けた法的支援を行う弁護士についても、教唆犯や帮助犯が成立するおそれさえもあり、専門家による法的支援を阻む危険性すらある。また、②逃走時には保証金を没取される仮放免者に対して、さらに罰則を創設することは、二重に制裁を科すものといえ、妥当でない。また、③被収容者に早期の自発的な出国を促すとの点も、ひとたび出国すれば日本で生活している配偶者や子どもたちとの分離が生じることから帰国ができないなどといった事情等、被収容者が本邦に滞在すべき事情は多様であることを看過するものであり妥当でない。

4 専門部会においては、東日本入国管理センターの視察等も実施されたようであり、国際的なすう勢に沿った提案が議論されていることも議事録等からは窺える。

専門部会には、安易な罰則の制定や被収容者へ自発的な出国を促すことによらず、国際人権法に照らして妥当かつ建設的な方策による長期収容の解消を出入国政策管理懇談会に提言することを強く期待するものである。

以上

2020年(令和2年)3月16日

茨城県弁護士会

会長 根本信義